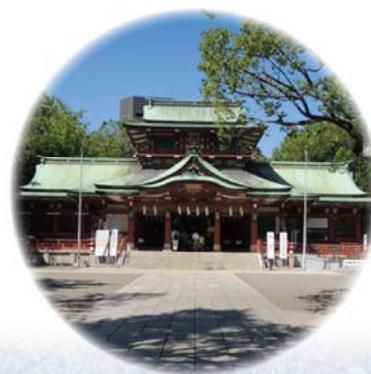


# 江東区景観計画



平成 25 年 4 月





## 江東区景観計画の策定にあたって



江東区の景観づくりは、平成2年度に立ち上げた「都市景観懇談会」を皮切りに、平成10年に「江東区都市景観条例」を策定し、平成19年には、景観重点地区の第1号として「深川万年橋周辺」を指定するとともに、平成20年に景観法に基づく景観行政団体となり、現在の「江東区景観計画」を策定したところです。

このような状況の中で、亀戸地区と深川門前仲町地区で新たな景観重点地区を指定するため、両地区の区民代表の方々にご尽力いただき、区と一体となって景観重点地区の策定作業にあたりました。

この度、現行の景観計画に新たに指定する2地区を加えるとともに、本計画の一部を時点修正し、景観計画の改定としてお示しするものです。

「景観づくりは仲間づくり・幸せづくり」と考えています。愛と絆で培われ、脈々と受け継がれた想いを景観づくりに生かし、これからもずっと続いてほしい景観、よりよくしたい景観、「和」がまち、「和」が故郷としてそこに住み、集い、遠くから思いを馳せる人たちの心に残る景観づくりを、区民・事業者・行政の協働のもとに推進してまいります。

平成25年4月

江東区長  
山崎孝明

# 江東区景観計画 目次

第1章	景観計画の策定趣旨	
1-1	景観特性	・・・ 1
1-2	景観形成の取り組み	・・・ 2
1-3	景観形成の役割	・・・ 2
1-4	景観形成の基本理念	・・・ 3
1-5	景観形成の基本方針	・・・ 4
第2章	景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号関係）	
2-1	景観対象区域	・・・ 5
2-2	景観形成の地区指定	・・・ 5
2-3	景観形成地区の関係	・・・ 6
2-4	景観形成地区が重なる地域における景観形成基準の適用	・・・ 6
第3章	良好な景観の形成のための事項	
	景観の形成に関する方針（景観法第8条第3項関係）	
	景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号関係）	
	規制又は措置の基準（景観法第8条第4項第2号関係）	
3-1	下町水網地域	・・・ 8
3-2	臨海景観基本軸	・・・ 23
3-3	隅田川景観基本軸	・・・ 30
3-4	深川萬年橋景観重点地区	・・・ 36
3-5	亀戸景観重点地区	・・・ 44
3-6	深川門前仲町景観重点地区	・・・ 66
3-7	清澄庭園景観形成特別地区	・・・ 86
3-8	水辺景観形成特別地区	・・・ 92
第4章	屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第4号のイ関係）	
4-1	屋外広告物の表示・掲出に関する基本方針	・・・ 98
4-2	景観形成特別地区における基準	・・・ 99
4-3	屋外広告物の事前相談制度	・・・ 101

第5章	都市景観重要建造物等の指定の方針（景観法第8条第2項第3号関係）	
5-1	都市景観重要建造物の指定の方針	・・・104
5-2	都市景観重要樹木の指定の方針	・・・104
5-3	都市景観重要建造物の指定経過	・・・104
第6章	景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号のロ関係）	
6-1	景観重要公共施設として位置づける公共施設	・・・105
6-2	景観重要公共施設の整備に関する事項	・・・105
第7章	計画の実現のために	
7-1	景観形成の推進体制	・・・110
7-2	区民・事業者等の役割	・・・111
7-3	区民・事業者等とともに進める景観の形成	・・・111
7-4	隣接区・東京都との連携	・・・112
7-5	景観形成の今後の検討事項	・・・112
資料編		
1.	建築行為等の届出	・・・114
2.	建築物・工作物の色彩基準	・・・118
2-1	建築物・工作物の色彩	・・・118
2-2	色彩基準Ⅰ	・・・119
2-3	色彩基準Ⅱ	・・・124

